「もと」をつくる

『生徒指導だより』
平成３０年９月２５日
第　２　号
発行　生徒指導部

埼玉県教育委員会より「ネットトラブル注意報（第１号）」が配信されました。「ネットいじめ」に関する内容についてです。未然防止のために、ご家庭でもご活用ください。

保護者・教職員向け啓発資料(第1号)

ネットいじめについて

埼玉県教育委員会

インターネットを利用する上でのトラブルはたくさんありますが、その中でも大きな問題となっているのが「ネットいじめ」。みなさんも一度は耳にしたことがある言葉ではないでしょうか。
でも、実際にどういったことを「ネットいじめ」と呼ぶの、と聞かれると、うまく答えられない人も多いかと思います。そこで今回は、「ネットいじめ」とは具体的にどんなものなのか、そしてどんな特徴があるのか、ということについてお話ししたいと思います。

ネットいじめとはどんなものなのか

よく見られるネットいじめの例としては、無料通話アプリのグループ内などで、ある特定の生徒の存在を無視する、というものがあげられます。みんなでトークをしているときに、特定の生徒の発言にだけ誰も反応せず、まるでその生徒がいないかのようにあつかうというものです。
他にも、「特定の生徒の悪口をSNSなどに書き込む」「特定の生徒の恥ずかしい写真や動画を投稿する」「SNSで特定の生徒になりすましたアカウントを作り、同級生への悪口など、問題のある書き込みをする」といったものが、ネットいじめの代表例だといえます。

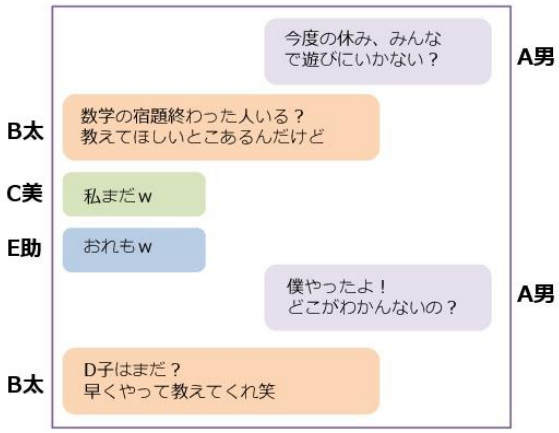

ネットいじめの特徴

ネットいじめの大きな特徴は、いじめが発覚しづらいということです。無料通話アプリのやりとりは友だち同士しか見ることができませんし、SNSでも自分の投稿を友だち以外に見せないように設定することができます。そのため、外部からいじめを把握することがとても難しいのです。
それから、いじめがエスカレートしやすいというのも大きな特徴です。通常のいじめと違って、ネットいじめは場所や時間に関係なく、24時間どこからでもおこなうことができます。また、相手の反応がわからないので、面白半分でいじめに加わってしまう生徒がいるのも事実。そうしたことから、知らず知らずのうちにいじめがエスカレートしていくことがあるのです。

ネットいじめは被害者に与える精神的なダメージがとても大きいものです。
もし、自分がいじめにあったとき、あるいは、いじめかなと思うような書き込みを見つけたときは、すぐに保護者や先生など周りの大人たちに相談するようにしましょう。

いじめは決して許されるものではありません。
ネットいじめにあった場合は大人に相談しましょう。

※本資料は、埼玉県教育委員会の委託により、PITCREW株式会社が作成したものです。

Copyright(c) 2007-2018 PITCREW CO.,LTD